

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 424号線	片瀬五丁目2143番6地先	5.0	77.0
		片瀬四丁目2200番3地先		
2	鵠沼 966号線	鵠沼海岸三丁目5382番10地先	4.5	29.8
		鵠沼海岸三丁目5382番16地先		
3	六会 922号線	亀井野一丁目13番34地先	5.0	21.8
		亀井野一丁目13番30地先		
4	湘南台 447号線	今田字古道714番5地先	4.5	27.0
		今田字古道709番45地先		
5	御所見 1161号線	菖蒲沢字宮ノ前626番1地先	8.0 ~ 11.8	698.0
		菖蒲沢字大平975番9地先		
6	下土棚1号 歩行者専用道	下土棚字谷戸262番1地先	4.0	23.0
		下土棚字谷戸261番1地先		
7	下土棚2号 歩行者専用道	下土棚字谷戸261番2地先	4.0	45.5
		下土棚字谷戸322番1地先		

提案理由

片瀬424号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。